

消防法の設置基準及び手続き等



熊本市消防局予防課

1 消防法の規制について

* 消防法による規制

主に関係するもの

- 第4条 消防職員の立入検査
- 第8条 防火管理者
- 第8条の3 防災対象物品の防災性能
- 第9条 火を使用する設備、器具等に対する規制
- 第17条 消防用設備等の設置・維持

火災発生時

- 第24条 発見通報義務
- 第25条 応急消火義務等

消防用設備について

主な建物火災の状況

[昭和40年代以降]

	出火年月	火災名	死者数	負傷者数	用途
昭和期	S47. 5	大阪市千日デパートビル火災	118	81	複合雑居
	<u>S48.11</u>	<u>熊本市大洋デパート火災</u>	<u>104</u>	<u>124</u>	<u>百貨店</u>
	S55.11	藤原町川治プリンスホテル火災	45	22	ホテル
	S57. 2	千代田区ホテルニュージャパン火災	33	34	ホテル
	S62. 6	東村山市松寿園火災	17	25	社福施設
平成期	H 2. 3	尼崎市長崎屋百貨店火災	15	6	百貨店
	H13. 9	新宿区歌舞伎町雑居ビル火災	44	3	複合雑居
近年の主なもの	H18. 1	大村市グループホーム火災	7	3	社福施設
	H19. 1	宝塚市カラオケボックス火災	3	5	遊技場
	H20.10	大阪市個室ビデオ店火災	15	10	複合雑居
	H21. 3	渋川市老人ホーム火災	10	1	社福施設
	H21.11	杉並区高円寺雑居ビル火災	4	12	複合雑居
	H22. 3	札幌市グループホーム火災	7	2	社福施設
	<u>H24. 5</u>	<u>福山市ホテル火災</u>	7	3	ホテル
	<u>H25. 2</u>	<u>長崎市グループホーム火災</u>	4	8	社福施設
	<u>H25.10</u>	<u>福岡市整形外科火災</u>	10	5	診療所

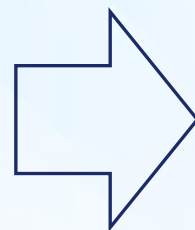
○昭和40年代～昭和末期には、ホテル、百貨店等で多数の犠牲者を伴う火災が発生。

○最近では、比較的小規模な施設・事業所（特に雑居ビル内）における火災の人的被害が顕著。

社会福祉施設等に対する新たな安全対策について(法令改正概要①)

(6) 項口及びその他の対象物の規制が更に強化！！

「グループホームベルハウス東山手」
(長崎県長崎市) 火災



(6) 項口が規制強化！！

スプリンクラー設備の設置基準：延べ面積 275 m²以上



すべての施設を対象に

自動火災報知設備と火災通報装置の接続 ⇒ すべての施設を対象に (防災センター設置を除く)

「ホテルプリンス」(広島県福山市) 火災

「安部整形外科」(福岡市) 火災

「グループホームベルハウス東山手」
(長崎県長崎市) 火災



(5) 項イ、6 項イが規制強化



(6) 項ハが規制強化

自動火災報知設備の設置基準：延べ面積 300 m²以上 ⇒ (5) 項イ (6) 項イ及びハのすべて

消防検査：延べ面積 300 m²以上 ⇒ (2) 項ニ、(5) 項イ、(6) 項イ及びハのすべて

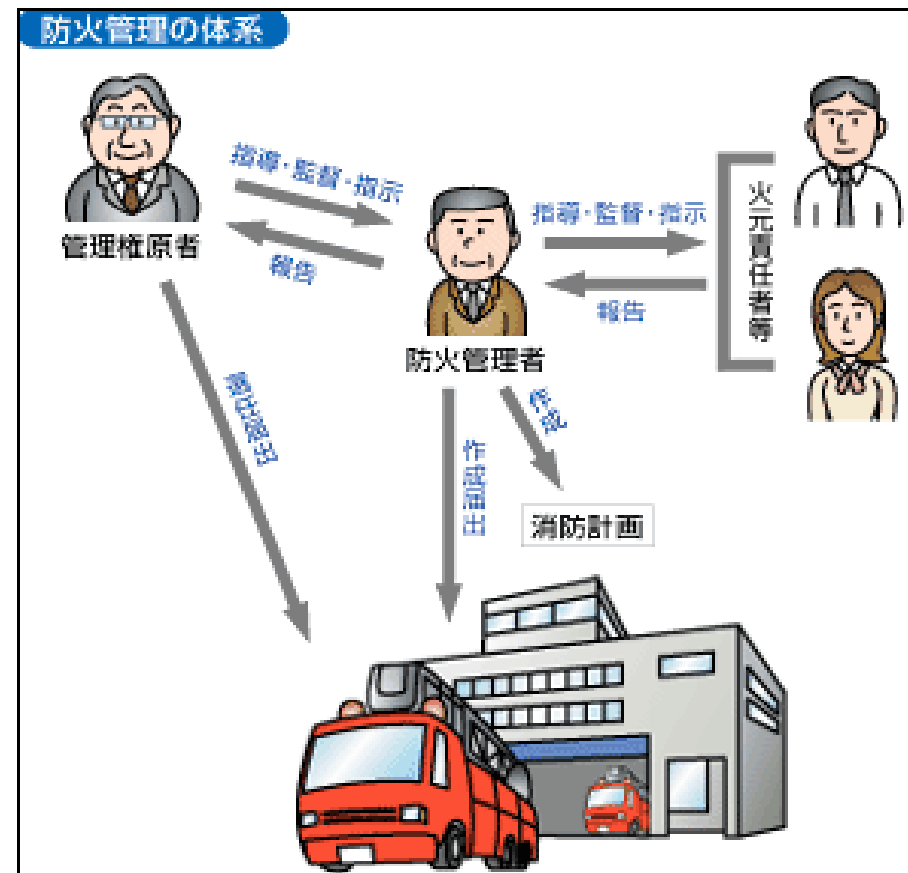
【施行期日等】 公布：平成 25 年 12 月 25 日、施行：平成 27 年 4 月 1 日
経過期間：3 年 (スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備)
※平成 30 年 3 月 31 日経過措置終了

防火管理制度について

防火管理制度とは ①（法第8条）

防火管理とは、火災の発生の防止と火災の被害を最小限に止めることを目的として、「普段、誰が何をしたらよいのか」、「万一火災が発生した場合にどうしたらよいのか」を消防計画に定め、日常の火気管理や避難施設の管理、消防用設備等の維持管理、消防訓練を行うものです。

建物所有者や各テナントの**管理権原者**は、**消防法**により防火管理者を定め、上記の防火管理にかかわる業務を行わせなければなりません。



防火管理制度とは ②

過去の火災事例では、**火災発見の際の初動対応の不手際、防災設備の不備や維持管理の不適切**などから火災が拡大し、被害が大きくなってしまいうケースがあとを断ちません。

中には、管理権原者や防火管理者に対して防火管理業務の不履行から刑事責任を問われた事例もあります。私たちの安全を守るためには、防火管理の重要性を認識し、防火管理を徹底していくことが極めて重要なことなのです。



防火管理制度とは ③

【防火管理者の選任が必要な建物】

用途及び建物内に居住・勤務する人や出入りする人の数（収容人員）によって定められています。（消防法施行令第1条の2）

※建物全体での収容人員で、テナントごとの収容人員ではありません。

■収容人員が30人以上

特定防火対象物—劇場や飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、福祉施設など、不特定多数の人や災害時に避難が難しい人が出入りする防火対象物（特定防火対象物）は、火災発生の際の危険も大きいため、収容人員が30人以上の場合に防火管理者を選任しなければなりません。

■収容人員が50人以上

非特定防火対象物—アパートや工場、倉庫、事務所など

■収容人員が10人以上

老人短期入所施設など火災発生時に自力で避難することが困難な人が入所する福祉施設

申請、届出について

消防用設備等の設置、改修について

施設に新たに消防用設備等を設置される場合や、既存の消防用設備等を改修される場合は管轄の消防署へ届出等が必要になります。

また、施設等を改修される場合（例 間仕切り変更等）は、新たに消防用設備等の設置が必要になる場合もあります。

施設の新築や増改築等、消防用設備等を設置改修され場合には、管轄の消防署へご相談されてください。

お問い合わせ先】

消防局予防課 熊本市中央区大江3丁目1番3号 （電話:096-363-2249）

【申請先】

中央消防署 熊本市中央区大江3丁目1番3号(電話:096-364-2894)

管轄: 中央区(西消防署管轄を除く)及び北区(植木 地域を除く)

東消防署 熊本市東区東町4丁目6番17号(電話:096-367-6315)

管轄: 東区

西消防署 熊本市中央区米屋町1丁目12番地1(電話:096-353-5028)

管轄: 西区及び中央区(一新・慶徳・五福・向山校区)

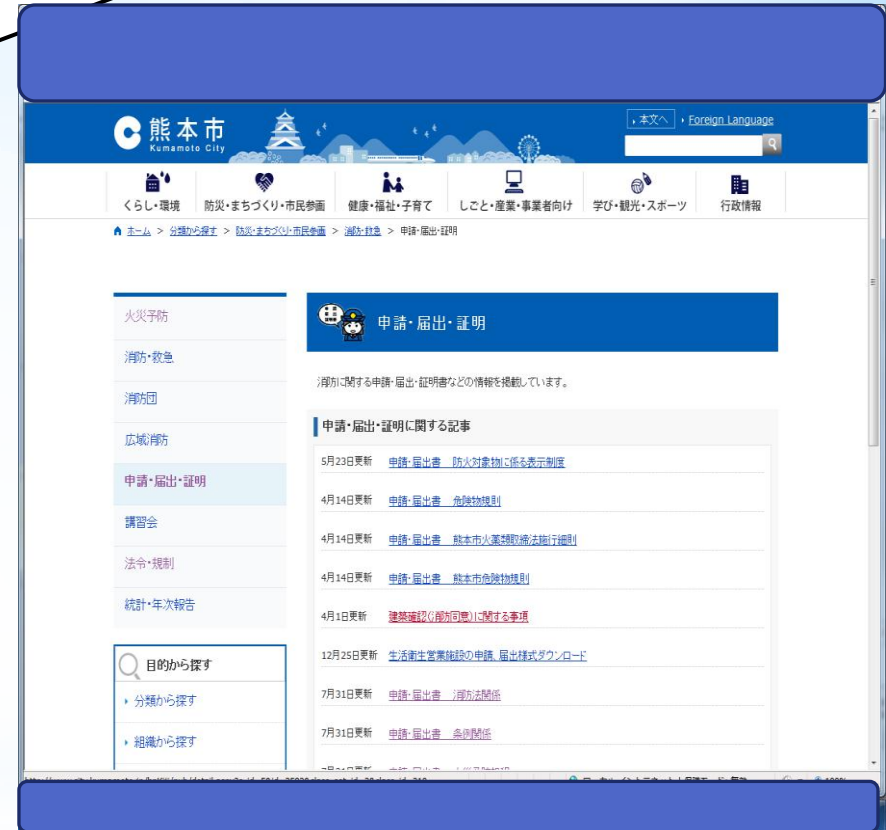
南消防署 熊本市南区平田2丁目13番1号(電話:096-212-0303)

管轄: 南区

届出等に関するホームページ等の活用について

「防災・まちづくり・経済」⇒「消防・救急」⇒「申請・届出・証明」を選択！！

【熊本市のホームページ】



URL: <http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/default.asp>

熊本市消防局の消防用設備等の取扱いに係る事項の確認ができます。



ご清聴ありがとうございます。
ございました。